見積書提出依頼

平成30年6月19日(火)13:30

件名	平成30年度合同宿舎消防設備等保守点検等業務(宮古地区)
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期間	契約締結日 ~ 平成31年3月31日
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 ※ 見積書を郵送する場合は下記堤出期限までに必着とし、下記見積書に 関する問い合わせ先へ受領を確認すること
見積書提出期限	平成30年6月26日(火)13:30厳守
見積書に関する	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係
問い合わせ先	TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する	沖縄総合事務局 宮古財務出張所 金城
問い合わせ先	TEL:0980-72-4774
留意事項	[1] 発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注 のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
	「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領 (1)を熟読の上、見積書を提出してください。
	(2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・提出日及び件名を記載する。
	・宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。
備考	会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を 押印する。
	・見積金額に記載された金額から非課税額を除いた当該金額の8%に相当 する額を積算し、非課税額を加算した金額を記載すること なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。
	(4)契約金額が50万円を超える場合は請書、150万円を超える場合は契約書 を交わしますのでご留意ください。
	(5)支払いは完了払いとし、適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなって も、異議は一切申し立てません。

また、貴府(庁)の求めに応じて当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表)等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

平成30年度合同宿舎消防設備等保守点檢等業務(宮古地区)仕様書

1. 業務内容

宮古島に所在する合同宿舎の消防設備(別添「消防設備等一覧表」のとおり)について、消防関係法令等に基づいた保守点検作業を行う。

2. 業務場所

- · 宮古島市平良字久貝1041-2 (平良住宅:3号棟、4号棟)
- ・宮古島市平良字久貝1027-7 (平良第二住宅:1号棟、2号棟) (詳細は「案内図」のとおり)

3. 業務種目

機器点検(6ケ月に1回以上)平成30年8月頃、平成31年2月頃 総合点検(1年に1回以上) 平成31年2月頃

4. 業務期間

契約締結日 ~ 平成31年3月31日

5. 特記事項

(1) 本業務は、消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6の規定に準拠するとともに、消防庁告示に定める点検基準に従って実施すること。

消火器の点検については、設置箇所全数を外観点検し、機器点検(内部および機能)及び放射・詰替については「消火器取替一覧表」のとおりとする。なお、機器点検箇所については別途指定する。

- (2) 業務前に工程表を提出すること。
- (3) 本業務に従事する者の名簿を提出し、担当官の承認を得ること。
- (4) 本業務に従事する者のうち、少なくとも1名は当該設備の点検ができる消防設備士若しくは消防設備点検資格者の資格を有していなければならない。 なお、業務中にその資格を示す証票を携帯し、関係者からの請求があったとき

は、当該証票を提示しなければならない。

- (5) 点検終了後は、住宅毎に法令に定める点検結果報告書を当局へ2部提出する。
- (6) 点検の結果、不良個所が認められた場合には、速やかに担当官に連絡し、指示 を仰ぐものとする。なお、不良箇所については住宅毎の不良個所一覧表を作成す るとともに、改修に要する費用の見積書をあわせて提出すること。

- (7) 点検に使用する工具、測定器、消耗品及び軽微な補助用部品等は、請負者の負担とする。
- (8) 本業務実施中、施設に異常事態が発生した場合は、速やかに担当官に連絡し、 指示を受けること。
- (9) 点検業務に際しては、全入居者及び宿舎管理人と綿密に日程調整を行い、業務を完了すること。なお、日程調整は業務が完了するまで何度でも請負業者において行うこと。

6. 個人情報の保護

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと

7. 受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする 差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号)第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

*URL: http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同 じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵 害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約 の目的以外の目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その 他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、 再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成する ために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認する こととする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報 告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去(以下「廃棄等」という。)しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

住宅名 平良住宅

(単位:個数又はカ所数)

				皆数				消防施設								
	_	: 号						消火器		非常警報設備						
棟	番		階		戸	数	住戸形式		感知器							避難 はしご
									煙感知器 光電式 スポット型	差動式 スポット型	定温式 スポット型	操作装置	起動装置	音響装置	表示灯	14 U C
	3		(,)			12	階段室	12				0	12	6	0	0
	4		Ċ	}		12	片ローカ	12				0	12	6	6	2
	計			24		24				0	24	12	6	2		

住宅名平良第二住宅

(単位:個数又はカ所数)

棟 番 号						消防施設									
						消火器	非常警報設備								
	号	階 数	文	戸 数	住戸形式		感知器						避難		
							117 / 111	煙感知器 光電式 スポット型	差動式スポット型	定温式スポット型	操作装置	起動装置	音響装置	表示灯	はしご
	1		5		30	片ローカ	30				0	35	7	5	4
	2		5		26	片ローカ	26	1	132	68	1	5	9	5	4
	計			56		56	1	132	68	1	40	16	10	8	

平成30年度 消火器取替等仕様書

1. 品目と予定数量

消火器 ABC 4型(蓄圧式) 2本 ※既製品が加圧式であっても、蓄圧式への取替を行う。

2. 納品場所

別紙「消火器取替一覧表」による

- 3. 特記事項
- (1) 設置前に工程表を提出すること。
- (2) 設置日は宿舎管理人と調整し、設置後は報告・確認・点検等を必ず受けること。
- (3) 新設した消火器及び再使用した消火器については、当局指定の様式(Excel)により報告を行うこと。
- (4) 回収後の消火器は、関係法令に従い適切に処分すること。
- (5) 消火器取替は、消防設備保守点検1回目の機器点検と並行して行うこと。2回目の総合点検時には残さないこと。
- (6) 消火器の放射・詰替については、代替として消火器取替を行ってもよい。

消火器取替一覧表

宿舎名	号棟	設置数	取替数	機器点検	うち放射・詰替 4型	
旧古石	万 作	4型	4型	4型		
平良住宅	3	12	0	2	1	
干及任七	4	12	0	2	1	
小 計		24	0	4	2	
平良第二住宅	1	30	1	3	2	
干及另一任七	2	26	1	0	0	
小 計		56	2	3	2	
合 計		80	2	7	4	

案内図(平良住宅・平良第二住宅)

